

大淀処理場乾燥設備整備事業  
設計及び建設工事請負契約書（案）

令和8年4月

宮崎市上下水道局



令和 年 月 日

発注者	住 名 氏	所 称 名	宮崎市鶴島三丁目 252 番地 宮崎市 宮崎市上下水道事業管理者 上下水道局長 印
-----	-------------	-------------	--

●●代表者

受注者	住 商号又は名称 代表者氏名	所 印
-----	----------------------	--------

●●構成員

	住 商号又は名称 代表者氏名	所 印
--	----------------------	--------

●●構成員

	住 商号又は名称 代表者氏名	所 印
--	----------------------	--------

なお、この契約書に押印した印鑑を上記事業の関係書類に使用します。

受注者が共同企業体等を結成している場合においては、受注者の住所及び氏名の欄には、共同企業体等の名称並びに共同企業体等の代表者及びその他の構成員の住所氏名を記入する。

(注1) 押印の際、届出のない印鑑を使用する場合は印鑑届を提出しなければならない。

# 印鑑届

本契約関係に使用する印鑑を次のとおり届け出します。

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇代表者

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

①

宮崎市上下水道事業管理者  
上下水道局長

殿

記

実 印	使 用 印

## 目次

第1条	(総則)	1
第2条	(関連工事の調整)	2
第3条	(工程表、請負代金内訳書及び単価合意書)	2
第4条	(契約の保証)	3
第5条	(権利義務の譲渡等)	3
第6条	(管理技術者)	3
第7条	(照査技術者)	3
第8条	(地元関係者との交渉等)	4
第9条	(土地への立入り)	4
第10条	(本設計)	4
第11条	(設計図書の提出)	4
第12条	(著作権の譲渡等)	4
第13条	(一括委託又は一括下請負の禁止)	5
第14条	(下請負人の通知等)	5
第14条の2	(下請負人の社会保険等加入義務等)	5
第14条の3	(履行報告)	5
第15条	(下請負人に対する受注者の義務)	6
第16条	(特許権等の使用)	6
第16条の2	(意匠の実施の承諾等)	6
第17条	(監督員及び調査職員)	6
第18条	(現場代理人及び主任技術者等)	7
第19条	(工事関係者に関する措置請求)	7
第20条	(工事材料の品質及び検査等)	8
第21条	(監督員の立会い及び工事記録の整備等)	8
第22条	(支給材料及び貸与品)	9
第23条	(工事用地の確保等)	9
第24条	(設計図書不適合の場合等の改造義務及び破壊検査等)	10
第25条	(条件変更等)	10
第26条	(要求水準書等の変更)	11
第27条	(工事の中止)	11
第28条	(受注者の請求による工期の延長)	11
第29条	(発注者の請求による工期の短縮等)	11
第30条	(工期の変更方法)	12
第30条の2	(著しく短い工期の禁止)	12
第31条	(請負代金額の変更方法等)	12
第32条	(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)	12

第33条	(臨機の措置)	13
第34条	(一般的損害)	13
第35条	(第三者に及ぼした損害)	13
第36条	(不可抗力による損害)	14
第37条	(請負代金額の変更に代える要求水準書等又は設計図書の変更)	15
第38条	(試運転、完成検査及び引渡し)	15
第39条	(中間検査)	15
第40条	(請負代金の支払)	15
第41条	(部分使用)	16
第42条	(前金払及び中間前金払)	16
第43条	(保証契約の変更)	17
第44条	(前払金の使用等)	17
第45条	(部分払)	17
第46条	(部分引渡し)	18
第47条	(継続費に係る契約の特則)	18
第47条の2	(債務負担行為に係る契約の特則)	18
第48条	(継続費又は債務負担行為に係る契約の前金払の特則)	19
第49条	(継続費又は債務負担行為に係る契約の部分払の特則)	19
第50条	(第三者による代理受領)	20
第51条	(前払金等の不払に対する工事中止)	20
第52条	(契約不適合責任)	20
第53条	(性能保証)	21
第54条	(発注者の任意解除権)	21
第55条	(発注者の催告による解除権)	21
第56条	(発注者の催告によらない解除権)	22
第57条	(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)	23
第58条	(受注者の催告による解除権)	23
第59条	(受注者の催告によらない解除権)	23
第60条	(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)	24
第61条	(解除に伴う措置)	24
第62条	(発注者の損害賠償請求等)	25
第63条	(談合その他の不正行為による損害賠償の予約)	26
第64条	(受注者の損害賠償請求等)	26
第65条	(契約不適合責任期間等)	26
第66条	(火災保険等)	27
第67条	(賠償金等の徴収)	27
第68条	(あっせん又は調停)	27
第69条	(仲裁)	28

第70条	(契約の費用)	28
第71条	(個人情報の保護)	28
第72条	(補則)	28

## 大淀処理場乾燥設備整備事業 設計及び建設工事請負契約約款

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、設計及び建設工事請負契約約款（以下「この約款」という。）を含む契約書等に基づき、日本国の法令を遵守し、本事業に係る請負契約（以下「この契約」という。）を履行しなければならない。
- 2 この約款において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。
- 一 本事業  
この契約に基づいて実施する大淀処理場内に既設焼却炉の代替施設である乾燥設備、脱水設備、電気設備、土木・建築施設、その他肥料化・燃料化施設の運転に必要な施設を設計・建設する事業をいう。
  - 二 本設計  
要求水準書に定める設計に関する業務をいう。
  - 三 本工事（又は工事）  
要求水準書に定める施工に関する業務（工事目的物である乾燥設備、脱水設備、電気設備、土木・建築施設、その他肥料化・燃料化施設の運転に必要な施設を完成させるために必要となる一切の作業をいい、仮設、試運転を含む。）をいう。
  - 四 本業務  
本設計及び本工事をいう。
  - 五 要求水準書等  
本事業の公募にあたり発注者が公表した書類及びこれらの書類についての質問に対する回答を示した書面のすべてをいう。
  - 六 技術提案書等  
本事業の募集手続きにおいて受注者が発注者に提出した技術提案書、その他の本事業に関する提案が記載された書類のすべてをいう。
  - 七 設計図書  
本設計において受注者が作成する基本設計及び詳細設計をいう。
  - 八 契約書等  
契約書、この約款、技術提案書等、要求水準書等並びにこの契約締結に至るまでの発注者及び受注者が本事業に関して別途合意した事項に係る書面をいう。
  - 九 事業期間  
契約書に明示した本設計及び本工事に要する着手日から完成期限までの期間をいう。
  - 十 工期  
契約書等に基づく本工事に要する期間をいう。
- 3 この契約を構成する書類及び図面は、次の各号に掲げるとおりとし、各号において矛盾がある場合は、その取扱いについて協議する。当該協議が整わない場合、優先順位は列挙された順序に従うものとする。ただし、技術提案書等が要求水準書等の求める水準を上回る事項については、技術提案書等が要求水準書等に優先するものとする。
- 一 契約書（この約款を含む。）
  - 二 要求水準書等
  - 三 技術提案書等
  - 四 設計図書
- 4 受注者は、この契約に基づき本設計を行った上で、本工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者はその請負代金を支払うものとする。
- 5 この約款及び要求水準書等に特別の定めがある場合を除き、本設計及び本工事を完成するために必要な一切の手段、及び仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために

- 必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び要求水準書等に特別に定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 6 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
  - 7 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
  - 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
  - 9 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
  - 10 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、要求水準書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
  - 11 この約款及び要求水準書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
  - 12 この契約は、日本国の法律に準拠するものとする。
  - 13 この契約に係る訴訟については、宮崎地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。
  - 14 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。
  - 15 この契約における受注者の債務は、各受注者（共同企業体における構成員を含む。）の連帯債務とする。

#### （関連工事等の調整）

- 第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事、修繕その他の業務が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う当該工事等の円滑な施工等に協力しなければならない。

#### （工程表、請負代金内訳書及び単価合意書）

- 第3条 受注者は、要求水準書等及び技術提案書等に基づいて、工程表及び請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を作成し、発注者に提出しなければならない。なお、工程表については、この契約締結後14日以内に、内訳書については、詳細設計完了後速やかに発注者に提出しなければならない。
- 2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。
  - 3 第1項の工程表及び内訳書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。
  - 4 発注者及び受注者は、内訳書の提出後、速やかに、その内容について協議し、単価合意書（詳細設計完了後に行う変更契約内容に応じたもの）を締結するものとする。
  - 5 単価合意書は、この契約書の他の条項において定める場合を除き、発注者及び受注者を拘束するものではない。
  - 6 受注者は、請負代金額の変更があった場合には、内訳書を変更し、14日以内に要求水準書等に基づいて、発注者に提出しなければならない。
  - 7 第4項の規定は、請負代金額の変更後の単価合意の場合に準用する。その場合において、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
  - 8 第1項から第4項まで、第6項及び第7項の内訳書に係る規定は、請負代金額が1億円未満又は工期が6ヶ月未満の仕事で、受注者が、単価包括合意方式を選択し、かつ、工事費構成書の提出を求めない場合は、適用しない。

(契約の保証)

- 第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
- 一 契約保証金の納付
  - 二 この契約による債務の不履行により生ずる損害金に支払を保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
  - 三 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
  - 四 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。
- 3 受注者が第1項第3号又は第4号に掲げる保証を付す場合は、当該保証は第62条（発注者の損害賠償請求等）第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 4 第1項の規定により、受注者が同項第2号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第3号又は第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

- 第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第20条（工事材料の品質及び検査等）第2項の規定による検査に合格したもの及び第45条（部分払）第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(管理技術者)

- 第6条 受注者は、本設計に関する技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名とその他必要な事項を発注者に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。
- 2 管理技術者は、請負代金額の変更、事業期間の変更、請負代金の請求及び受領、第19条（工事関係者に関する措置請求）第6項が準用する同条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、並びにこの契約の解除に係る権限を除き、本設計に関する受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 受注者は、前項の規定にもかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(照査技術者)

- 第7条 受注者は、設計図書の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その氏名とその他必要な事項を発注者に通知しなければならない。照査技術者を変更したときも、同

様とする。

- 2 照査技術者は、前条（管理技術者）第1項に規定する管理技術者を兼ねることができない。

（地元関係者との交渉等）

第8条 地元関係者との交渉等は、発注者が行うものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

- 2 前項の場合において、発注者は、当該交渉等に関して生じた費用を負担しなければならない。

（土地への立入り）

第9条 受注者が調査のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、発注者がその承諾を得るものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

（本設計）

第10条 受注者は、契約書等に従い、本設計を行う。

- 2 受注者は、本設計に関するすべての責任を負う。
- 3 発注者は、本設計が、契約書等に基づき設計されていることを確認するため、受注者に対して事前に通知した上で、設計の進捗状況その他の事項について説明を求め、書類の提出等を求めることができる。
- 4 受注者は、前項に規定する設計の進捗状況その他の事項についての説明及び発注者による確認の実施につき、発注者に対して協力するものとする。

（設計図書の提出）

第11条 受注者は、発注者との協議により定める日（協議が整わない場合には、発注者が定める日）までに、契約書等に定める本設計の基本設計及び詳細設計を発注者に提出し、その承諾を得なければならない。

- 2 発注者は、前項に基づき提出された書類が契約書等に反するものを含むと認められる場合、関係法令等において要求される事項を満たさないと認められる場合又はその他不適切な内容を含むと認められる場合（ただし、第25条（条件変更等）第1項に規定する場合を除く。）には、設計図書の提出から14日以内に受注者に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 前項の場合において、受注者は、発注者に協議を申し入れることができる。
- 4 受注者は、第2項に規定する通知を受けたときは、自らの責任及び費用負担において設計図書を変更し、再度、発注者の承諾を得なければならない。ただし、前項の規定に基づく協議の結果、設計図書の変更を行わないことについて発注者の合意が得られたときは、この限りでない。

（著作権の譲渡等）

第12条 受注者から提出される設計図書が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合は、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は前条（設計図書の提出）における発注者の承諾と同時に発注者に無償で譲渡される。

- 2 発注者は、受注者から提出される設計図書が著作物に該当することの有無にかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。
- 3 受注者は、自ら又は著作者（発注者を除く。）をして、著作権法第18条第1項、第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し、又はさせてはならない。

- 4 受注者は、自ら又は著作者をして、設計図書に係る著作権を第三者に譲渡し、若しくは承継し、又は譲渡させ、若しくは承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。
- 5 発注者は、受注者が設計図書の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第 10 条第 1 項第 9 号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第 12 条の 2 に規定するデータベースの著作物をいう。）について、利用することができる。
- 6 この契約が解除された場合における既履行部分の著作権については、前各項に基づいて定める。

（一括委託又は一括下請負の禁止）

- 第 13 条 受注者は、本設計の全部を一括して又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受注者は、本工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（下請負人の通知等）

- 第 14 条 受注者は、本工事の一部を第三者に請け負わせる場合（委任する場合を含む。以下この契約において同じ。）において、下請負人（再受任者を含む。以下この契約において同じ。）を決定したときは、直ちに、発注者に対して当該下請負人の商号又は名称その他必要な事項を通知しなければならない。
- 2 発注者は、受注者に対して、随時、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。
  - 3 前 2 項に基づく通知事項に変更があったときは、受注者は、直ちに変更届書を発注者に提出しなければならない。
  - 4 受注者は、本設計の一部を第三者に請け負わせようとするときは、事前に当該第三者の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知し、その承諾を受けるものとする。ただし、発注者が軽微と認める部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りではない。

（下請負人の社会保険等加入義務等）

- 第 14 条の 2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 3 項に規定する建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条（下請負人の社会保険等加入義務等）において同じ。）の相手方としてはならない。
- 一 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
  - 二 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
  - 三 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出
- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類を発注者に提出しなければならない。

（履行報告）

- 第 14 条の 3 受注者は、要求水準書等に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。また、発注者は、受注者に対し適正な履行確保を図るために、適宜必要な事項の報告を求めることができる。

(下請負人に対する受注者の義務)

第 15 条 受注者は、本工事の一部を第三者に請け負わせようとするときは、建設工事標準下請契約約款（昭和 52 年 4 月 26 日中央建設業審議会勧告）又は、同約款に準拠した内容を持つ下請契約書により、下請契約を締結しなければならない。

- 2 受注者は、本工事又は本設計の一部を第三者に請け負わせようとするときは、当該第三者に対し、本工事又は本設計を更に第三者に一括して請け負わせることを禁止しなければならない。
- 3 受注者は、その本工事の一部を第三者に請け負わせようとするときは、当該第三者が賃金若しくは工事用材料代金等の支払を遅延しないよう、工事代金の支払等に際し適切な措置を講じなければならない。
- 4 受注者の下請負人がその請け負った本工事又は本設計の一部を更に第三者に請け負わせようとするときは、受注者は当該下請負人に第 14 条（下請負人の通知等）及び本条（下請負人に対する受注者の義務）の規定に準じ適切な措置を講じさせなければならない。

(特許権等の使用)

第 16 条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を請け負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、要求水準書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(意匠の実施の承諾等)

第 16 条の 2 受注者は、自ら有する登録意匠（意匠法（昭和 34 年法律第 125 号）第 2 条第 3 項に定める登録意匠をいう。）を設計に用い、又は設計図書によって表現される構造物若しくは設計図書を利用して完成した構造物（以下「本件構造物等」という。）の形状等について同法第 3 条に基づく意匠登録を受けるときは、発注者に対し、本件構造物等に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。

- 2 受注者は、本件構造物等の形状等に係る意匠登録を受ける権利及び意匠権を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(監督員及び調査職員)

第 17 条 発注者は、監督員及び調査職員を置いたときは、その職名及び氏名を受注者に通知しなければならない。監督員又は調査職員を変更したときも同様とする。

- 2 監督員及び調査職員はこの契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員及び調査職員に委任したもののほか、監督員については本項第 5 号から第 7 号まで、調査職員については本項第 1 号から第 4 号までに掲げる権限を有する。
  - 一 発注者の意図する成果物を完成させるため又は業務を完了させるための受注者又は受注者の管理技術者に対する業務に関する指示
  - 二 この契約書等の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
  - 三 契約の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者との協議
  - 四 業務の進捗の確認、契約書等の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査
  - 五 契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

- 六 受注者が作成した詳細図・仕様書等の承諾
- 七 受注者が作成した詳細図・仕様書等に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
- 3 発注者は、2名以上の監督員又は調査職員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督員及び調査職員の有する権限の内容を、監督員及び調査職員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督員及び調査職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 発注者が監督員及び調査職員を置いたときは、この約款に定める書面の提出は、この契約に定めるものを除き、監督員及び調査職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員及び調査職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 6 発注者が監督員及び調査職員を置いたときは、この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、監督員及び調査職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員及び調査職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 7 発注者が監督員及び調査職員を置かないときは、この約款に定める監督員及び調査職員の権限は、発注者に帰属する。
- 8 監督員及び調査職員は、これを兼ねることができる。

（現場代理人及び主任技術者等）

- 第18条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。
- 一 現場代理人（統括責任者）
  - 二 主任技術者（建設業法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）、  
監理技術者（建設業法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。）又は  
監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。）
  - 三 専門技術者（建設業法第26条（要求水準書等の変更）の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）
- 2 現場代理人は、本事業の統括責任者として、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、事業期間の変更、請負代金の請求及び受領、次条（工事関係者に関する措置請求）第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

（工事関係者に関する措置請求）

- 第19条 発注者は、現場代理人がその職務（監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督員は、監理技術者等、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果につき、請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果につき、請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。
- 6 第1項から第3項の規定は、管理技術者若しくは照査技術者又は受注者の使用人若しくは第14条（下請負人の通知等）第3項の規定により受注者から設計業務を委託され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときに準用する。

#### （工事材料の品質及び検査等）

- 第20条 工事材料の品質については、契約書等に定めるところによる。契約書等にその品質が明示されていない場合にあつては、中等以上の品質（営繕工事にあつては、均衡を得た品質）を有するものとする。
- 2 受注者は、契約書等において監督員の検査（確認を含む。以下この条（工事材料の品質及び検査等）において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
  - 3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
  - 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
  - 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

#### （監督員の立会い及び工事記録の整備等）

- 第21条 受注者は、要求水準書等において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。
- 2 受注者は、要求水準書等において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
  - 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて要求水準書等において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、要求水準書等に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
  - 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
  - 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないた

め、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

#### (支給材料及び貸与品)

第22条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、要求水準書等に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が要求水準書等の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めるときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した上で、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認められるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、工事の完成、工事内容の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が要求水準書等に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

#### (工事用地の確保等)

第23条 発注者は、工事用地その他契約書等において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（契約書等に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。ただし、その他の工事に必要な用地（残土、仮置場、事務所等）は受注者で確保しなければなら

- ない。
- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
  - 3 工事の完成、要求水準書等の変更等によって、工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。以下この条（工事用地の確保等）において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
  - 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、かつ、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
  - 5 第3項に規定する受注者の取るべき措置の期限、方法等については発注者が受注者の意見を聴いて定める。

（設計図書不適合の場合等の改造義務及び破壊検査等）

- 第24条 受注者は、工事の施工部分が契約書等又は設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 2 監督員は、受注者が第20条（工事材料の品質及び検査等）第2項又は第21条（監督員の立会い及び工事記録の整備等）第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
  - 3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が契約書等又は設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
  - 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

（条件変更等）

- 第25条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。
- 一 要求水準書等の各文書の内容が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
  - 二 要求水準書等に誤びゅう又は脱漏があること。
  - 三 要求水準書等の表示が明確でないこと。
  - 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等契約書等に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
  - 五 要求水準書等で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いなしに行うことができる。
  - 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内にその結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得

ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者と受注者とが協議のうえ、要求水準書等の訂正又は変更は発注者が行い、設計図書の訂正又は変更は受注者が行う。
- 5 前項の規定により要求水準書等又は設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要と認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (要求水準書等の変更)

- 第26条 発注者は、必要があると認められるときは、要求水準書等の変更内容を受注者に通知して、要求水準書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは事業期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。ただし、受注者の責めに帰すべき事由に基づき契約書等の変更が必要な場合、その費用又は損害は受注者が負担する。

#### (本業務の中止)

- 第27条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、本業務の中止内容を受注者に通知して、本業務の全部若しくは一部の実施を一時中止させることができる。
  - 3 発注者は、前2項の規定により本業務の実施を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは事業期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

#### (受注者の請求による事業期間の延長)

- 第28条 受注者は、天候の不良、第2条（関連工事の調整）の規定に基づく関連工事等の調整への協力その他受注者の責めに帰することができない事由により事業期間内に本業務を完成することができないときは、その理由を明示した上で、発注者に事業期間の延長変更を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、事業期間を延長しなければならない。発注者は、その事業期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (発注者の請求による事業期間の短縮等)

- 第29条 発注者は、特別の理由により事業期間を短縮する必要があるときは、事業期間の短縮変更を受注者に請求することができる。
- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(事業期間の変更方法)

第 30 条 事業期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め受注者に通知するものとする。ただし、発注者が事業期間の変更事由が生じた日（第 28 条（受注者の請求による事業期間の延長）の場合にあっては、発注者が事業期間変更の請求を受けた日、前条（発注者の請求による事業期間の短縮等）の場合にあっては、受注者が事業期間変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(著しく短い工期の禁止)

第 30 条の 2 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(請負代金額の変更方法等)

第 31 条 請負代金額の変更については、数量の増減が著しく単価合意書の記載事項に影響があると認められる場合、施工条件が異なる場合、単価合意書に記載のない工種が生じた場合又は単価合意書の記載事項によることが不適当な場合で特別な理由がないときにあっては、変更時の価格を基礎として発注者と受注者とが協議して定め、その他の場合にあっては、単価合意書の記載事項を基礎として発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第 32 条 発注者又は受注者は、事業期間内でこの契約締結の日から 12 ヶ月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残請負代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残請負代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残請負代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の 1,000 分の 15 を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残請負代金額及び変動後残請負代金額は、請求のあった日を基準とし、単価合意書の記載事項及び物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第 1 項の規定による請求は、本条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「この契約締結の日」とあるのは、「直前の本条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別の要因により事業期間内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定に

- よるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、事業期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
  - 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
  - 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

#### (臨機の措置)

- 第33条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとつた措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
  - 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
  - 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとつた場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者が負担する。この場合における発注者の負担額は、発注者と受注者が協議して定める。

#### (一般的損害)

- 第34条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他本業務の実施に関して生じた損害（次条（第三者に及ぼした損害）第1項若しくは第2項又は第36条（不可抗力による損害）第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第66条（火災保険等）第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

#### (第三者に及ぼした損害)

- 第35条 本業務の実施について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第66条（火災保険等）第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条（第三者に及ぼした損害）において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠つたことにより生じたものについては、受注者が負担する。
  - 3 前2項の場合その他本業務の実施について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

- 第 36 条 設計成果物及び工事目的物の引渡し前に、天災等（契約書等で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下「不可抗力」という。）により、設計成果物、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの調査機械器具、工事材料若しくは建設機械器具（以下「工事目的物等」という。）に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第 66 条（火災保険等）1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条（不可抗力による損害）において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物等であつて第 20 条（工事材料の品質及び検査等）第 2 項、第 21 条（監督員の立会い及び工事記録の整備等）第 1 項若しくは第 2 項又は第 45 条（部分払）第 3 項の規定による検査、立会いその他この工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第 6 項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の 100 分の 1 を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、単価合意書の記載事項に基づき算定し、単価合意書の記載事項に基づき算定することが不適当な場合には、発注者と受注者が協議して定める。
- 一 設計成果物又は工事目的物に関する損害  
損害を受けた設計成果物又は工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
  - 二 工事材料に関する損害  
損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
  - 三 仮設物、調査機械器具又は建設機械器具に関する損害  
損害を受けた仮設物、調査機械器具又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における設計成果物又は工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについてはその修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第 2 次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第 4 項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは、「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の 100 分の 1 を超える額」とあるのは「請負代金額の 100 分の 1 を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項を適用する。
- 7 受注者は、第 53 条（性能保証）第 3 項に定める義務の履行において、その原因が不可抗力であると認めるときは、速やかにその理由の詳細を記載して発注者に通知しなければならない。発注者は、受注者との協議により、通知の内容について確認した結果、不可抗力が認められたときは、受注者は、当該義務の履行に要した費用の負担を免れる。

(請負代金額の変更に代える要求水準書等又は設計図書の変更)

第 37 条 発注者は、この契約の規定により費用を負担すべき場合又は請負代金額を増額すべき場合において、特別の理由があるときは、負担額又は請負代金額の増額の全部又は一部に代えて要求水準書等を変更し又は設計図書を受注者に変更させることができる。この場合において、要求水準書等又は設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の費用を負担すべき事由又は請負代金額を増額すべき事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(試運転、完成検査及び引渡し)

第 38 条 受注者は、要求水準書等に従って工事目的物の試運転を行うものとし、発注者は要求水準書等に従ってこれに協力するものとする。

- 2 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。
- 3 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 14 日以内に受注者の立会いの上、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認めるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 発注者が前 2 項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 6 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 7 受注者は、工事が第 3 項の検査に合格しないときは、修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。
- 8 受注者は、工事目的物の引渡しにあたっては、要求水準書等の規定に従って、発注者に対して工事目的物の運転・維持管理の方法を記載した文書を交付するとともに、工事目的物の運転に支障のないよう発注者への技術指導、習熟訓練を行うものとする。

(中間検査)

第 39 条 発注者は、工事の施工途中に、工事の完成後では検査が著しく困難であるものについて中間検査を行うことができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(請負代金の支払)

第 40 条 受注者は、第 38 条（試運転、完成検査及び引渡し）第 3 項又は第 7 項の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 40 日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により第 38 条（試運転、完成検査及び引渡し）第 3 項の検査に規定する期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項に規定する期間（以下「約定期間」という。）の日数

から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第 41 条 発注者は、第 38 条（試運転、完成検査及び引渡し）第 5 項又は第 6 項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第 1 項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払及び中間前金払)

第 42 条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条第 5 項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の 10 分の 4 以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 14 日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 受注者は、第 1 項の規定により前払金の支払を受けた後、次の各号に掲げる要件に該当する場合において、当該前払金に追加して前払金（以下「中間前払金」という。）に関し、保証事業会社と契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の 10 分の 2 以内の中間前払金の支払を発注者に請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。ただし、第 45 条（部分払）に規定する部分払の請求後に中間前金払の請求はできないものとする。
  - 一 工期の 2 分の 1 を経過していること。
  - 二 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
  - 三 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が、請負代金額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。
- 4 受注者は、中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、発注者の中間前金払に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者は、受注者の申請があったときは、直ちに認定を行い、当該認定後速やかにその結果を受注者に通知しなければならない。
- 5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合において、その増額後の請負代金額の 10 分の 4（第 3 項の規定により中間前払金の支払を受けているときは 10 分の 6）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。次項及び次条（保証契約の変更）において同じ）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下この条（前金払及び中間前金払）から第 44 条（前払金の使用等）まで、第 48 条（継続費又は債務負担行為に係る契約の前金払の特則）、第 49 条（継続費又は債務負担行為に係る契約の部分払の特則）及び第 61 条（解除に伴う措置）において同じ。）の支払を請求することができる。この場合においては、第 2 項の規定を準用する。
- 6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の 10 分の 5（第 3 項の規定により中間前払金の支払を受けているときは 10 分の 6）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から 30 日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第 45 条（部分払）又

は第 46 条（部分引渡し）の規定による支払をしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。

- 7 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から 30 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 発注者は、受注者が第 6 項に規定する期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項に規定する期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合（この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。以下「財務大臣決定割合」という。）で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

#### （保証契約の変更）

- 第 43 条 受注者は、前条（前金払及び中間前金払）第 5 項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない事業期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

#### （前払金の使用等）

- 第 44 条 受注者は、前払金を本業務の材料費、労務費、外注費（本設計に係る部分に限る。）、機械器具の賃貸料（本工事に係る部分に限る。）、機械購入費（本工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費（本工事に係る部分に限る。）、仮設費（本工事に係る部分に限る。）、労働者災害補償保険料（本工事に係る部分に限る。）及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

#### （部分払）

- 第 45 条 受注者は、工事の完成前に、本設計を完了した部分又は本工事の出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第 20 条（工事材料の品質及び検査等）第 2 項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては要求水準書等で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の 10 分の 9 以内の額について、次項から第 7 項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求の回数については、宮崎市上下水道局会計規程（令和 4 年企業管理規程第 5 号）及び同規程の規定により準用される宮崎市財務規則（平成元年規則第 1 号）の定めるところによる。
- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る本設計を完了した部分、本工事の出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から 14 日以内に、受注者立会の上、要求水準書等の定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認めるときには、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

- 5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、単価合意書の記載事項により定め、単価合意書の記載事項により定めることが不適当な場合には、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額 ≤ 第1項の請負代金相当額 × { 9 / 10 - (前払金額 + 中間前払金額) / 請負代金額 }

- 7 第5項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは、「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

第46条 工事目的物について、発注者が契約書等において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第38条（試運転、完成検査及び引渡し）中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第6項及び第40条（請負代金の支払）中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項の規定により準用される第40条（請負代金の支払）第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、単価合意書の記載事項により定め、単価合意書の記載事項により算定することが不適当な場合には、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第40条（請負代金の支払）第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額

= 指定部分に相応する請負代金の額 × { 1 - (前払金額 + 中間前払金額) / 請負代金額 }

(継続費に係る契約の特則)

第47条 継続費において、各会計年度における請負代金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

- |       |    |
|-------|----|
| 令和●年度 | ●円 |
| 令和●年度 | ●円 |
| 令和●年度 | ●円 |
- 2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

令和●年度	●円
令和●年度	●円
令和●年度	●円
  - 3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

(債務負担行為に係る契約の特則)

第47条の2 債務負担行為において、支払限度額は、次のとおりとする。

令和●年度 ●円

- 令和●年度 ●円  
 令和●年度 ●円
- 2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。  
 令和●年度 ●円  
 令和●年度 ●円  
 令和●年度 ●円
- 3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

(継続費又は債務負担行為に係る契約の前金払の特則)

- 第48条 継続費又は債務負担行為に係る前金払及び中間前金払については、第42条(前金払及び中間前金払)中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期(最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末)」と、同条及び第43条(保証契約の変更)中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額(前会計年度末における第45条(部分払)第1項の請負代金相当額(以下この条(継続費又は債務負担行為に係る契約の前金払の特則)及び次条(継続費又は債務負担行為に係る部分払の特則)において「請負代金相当額」という。)が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額)」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度(以下「契約会計年度」という。)以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することができない。
- 2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が要求水準書等に定められているときは、前項の規定により準用される第42条(前金払及び中間前金払)第1項及び第3項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払を請求することができない。
- 3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が要求水準書等に定められているときは、同項の規定により準用される第42条(前金払及び中間前金払)第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分(●円以内)を含めて前払金の支払を請求することができる。
- 4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される第42条(前金払及び中間前金払)第1項及び第3項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。
- 5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第43条(保証契約の変更)第3項の規定を準用する。

(継続費又は債務負担行為に係る契約の部分払の特則)

- 第49条 継続費又は債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額(以下「出来高超過額」という。)について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することができない。
- 2 この契約において、前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第45条(部分払)第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

部分払金の額 ≤ 請負代金相当額 × 9 / 10

$$\frac{\begin{aligned} & - (\text{前会計年度までの支払金額} + \text{当該会計年度の部分払金額}) \\ & - \{ \text{請負代金相当額} - (\text{前会計年度までの出来高予定額} + \text{出来高超過額}) \} \\ & \times (\text{当該会計年度前払金額} + \text{当該会計年度中間前払金額}) \\ & / \text{当該会計年度の出来高予定額} \end{aligned}}$$

- 3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。
- |       |    |
|-------|----|
| 令和●年度 | ●回 |
| 令和●年度 | ●回 |
| 令和●年度 | ●回 |
| 令和●年度 | ●回 |
| 令和●年度 | ●回 |

(第三者による代理受領)

第 50 条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第 40 条（請負代金の支払）（第 46 条（部分引渡し））において準用する場合を含む。）又は第 45 条（部分払）の規定に基づく支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する本業務中止)

第 51 条 受注者は、発注者が第 42 条（前金払及び中間前金払）、第 45 条（部分払）又は第 46 条（部分引渡し）において準用される第 40 条（請負代金の支払）の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、本業務の全部又は一部の実施を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した上で、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が本業務の実施を中止した場合において、必要があると認められるときは事業期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増額費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第 52 条 発注者は、引き渡された設計図書又は工事目的物が種類又は品質に関してこの契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、設計図書若しくは目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 3 第 1 項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者はその不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- 一 履行の追完が不能であるとき。
- 二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 三 設計図書若しくは工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければこの契約をした目的を達することができない場合

において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

- 四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(性能保証)

- 第53条 受注者は、工事目的物について、要求水準書等（技術提案書等が要求水準書等の求める水準を上回る事項については技術提案書等。以下、この条（性能保証）において同じ。）に定めるところに従い、工事目的物が要求水準書等に定められた性能保証事項を満たすことを保証する。
- 2 前項の性能保証の期間は、第38条（試運転、完成検査及び引渡し）第5項又は第6項（第46条（部分引渡し）においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から要求水準書等に定める期間とする。
  - 3 前項の保証期間内に、工事目的物が第1項の性能保証事項を満たすことができない事態が生じたときは、受注者は、自らの負担で工事目的物の補修、改造、又は取替え等を行うものとし、工事目的物が第1項の性能保証事項を満たすよう、回復に必要な措置をとり、発注者の承認を受けなければならない。また、発注者は当該措置とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、工事目的物の補修、改造、又は取替え等が困難あるいは合理的でないと発注者において認められる場合、発注者は受注者に対して当該補修、改造、取替え等の回復に必要な措置に代えて損害賠償の請求を行うことができるものとする。
  - 4 前項の規定は、工事目的物が第1項の性能保証事項を満たさない事態が生じた原因が次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。
    - 一 不可抗力による場合
    - 二 発注者及び運転管理業者の誤操作による場合
    - 三 契約書等に示された維持管理方法を発注者及び運転管理業者が遵守しなかった場合
  - 5 前項第1号の不可抗力による場合に関する第36条（天災その他不可抗力による損害）第7項の規定は、前項第2号及び第3号の場合に準用する。
  - 6 第65条（契約不適合責任期間等）第8項の規定は、本条（性能保証）の性能保証に準用する。

(発注者の任意解除権)

- 第54条 発注者は、工事が完成するまでの間は次条（発注者の催告による解除権）又は第56条（発注者の催告によらない解除権）の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

- 第55条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約の一部又は全部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。なお、契約の一部のみを解除する場合、継続する業務の実施方法等や請負代金の支払方法等の詳細については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 一 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
  - 二 事業期間内に完成しないとき又は事業期間経過後相当の期間内に本業務を完成する見込みがないと明らかに認められるとき。

- 三 第6条（管理技術者）第1項に掲げる管理技術者を設置しなかったとき
- 四 第18条（現場代理人及び主任技術者等）第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。
- 五 建設業法の規定により、許可を取り消され、又は営業停止を命ぜられたとき。
- 六 正当な理由なく、第52条（契約不適合責任）第1項の履行の追完がなされないとき。
- 七 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第56条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第5条（権利義務の譲渡等）第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- 二 この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- 三 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- 四 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 五 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 六 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 七 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条（発注者の催告による解除権）の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 八 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条（発注者の催告によらない解除権）において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条（発注者の催告によらない解除権）において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- 九 第58条（受注者の催告による解除権）又は第59条（受注者の催告によらない解除権）の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 十 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
  - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その他支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
  - イ 役員等が、暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用したと認められるとき。
  - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用する

などしていると認められるとき。

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

キ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ク 受注者が、アからカまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（キに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

十一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。以下この条（発注者の催告によらない解除権）において同じ。）。

十二 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

十三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

十四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 57 条 第 55 条（発注者の催告による解除権）各号又は前条（発注者の催告によらない解除権）各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第 58 条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第 59 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、直ちにこの契約を

解除することができる。ただし、受注者の責めに帰すべき事由による場合はこの限りではない。

- 一 第 26 条（要求水準書等の変更）の規定により工事内容を変更したため、請負代金額が 3 分の 2 以上減少したとき。
- 二 第 27 条（本業務の中止）第 1 項及び第 2 項の規定による本業務の実施の中止期間が本業務の 10 分の 5（本事業期間の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは、6 ヶ月）を超えたとき。ただし、中止が本業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の本業務が完了した後 3 ヶ月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 60 条 第 58 条（受注者の催告による解除権）又は前条（受注者の催告によらない解除権）各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

- 第 61 条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認めるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
  - 3 第 1 項の場合において、第 42 条（前金払及び中間前金払）（第 48 条（継続費又は債務負担行為に係る契約の前金払の特則）において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第 45 条（部分払）及び第 49 条（継続費又は債務負担行為に係る契約の部分払の特則）の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第 55 条（発注者の催告による解除権）、第 56 条（発注者の催告によらない解除権）又は次条（発注者の損害賠償請求等）第 3 項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ財務大臣決定割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第 54 条（発注者の任意解除権）、第 58 条（受注者の催告による解除権）又は第 59 条（受注者の催告によらない解除権）の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。
  - 4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、第 22 条（支給材料及び貸与品）の規定による支給材料があるときは、第 1 項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
  - 5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、第 22 条（支給材料及び貸与品）の規定による貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
  - 6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。以下この条（解除に伴う措置）において同じ。）

- があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
  - 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第55条（発注者の催告による解除権）、第56条（発注者の催告によらない解除権）又は次条（発注者の損害賠償請求等）第3項の規定によるときは発注者が定め、第54条（発注者の任意解除権）、第58条（受注者の催告による解除権）又は第59条（受注者の催告によらない解除権）の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
  - 9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（発注者の損害賠償請求等）

- 第62条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- 一 事業期間内に本業務を完成することができないとき。
  - 二 設計図書又は工事目的物に契約不適合があるとき。
  - 三 第55条（発注者の催告による解除権）又は第56条（発注者の催告によらない解除権）の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
  - 四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 第55条（発注者の催告による解除権）又は第56条（発注者の催告によらない解除権）の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
  - 二 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合 破産法（平成16年法律第75号）第74条第1項の規定により選任された破産管財人
  - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合 会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項の規定により選任された管財人
  - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合 民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第2号に規定する再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、財務大臣決定割合で計算した額とする。

- 6 第2項の場合（第56条（発注者の催告によらない解除権）第8号又は第10号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条（契約の保証）の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（談合その他の不正行為による損害賠償の予約）

- 第63条 受注者は、この契約に関して第56条（発注者の催告によらない解除権）第11号から第14号までのいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、請負代金額の10分の2に相当する金額を支払わなければならない。工事が完了した後も同様とする。
- 2 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払を請求することができる。この場合においては、受注者の代表であった者又は構成員であった者は、共同連帯して前項の額を支払わなければならない。
- 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の賠償額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、その超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

（受注者の損害賠償請求等）

- 第64条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- 一 第58条（受注者の催告による解除権）又は第59条（受注者の催告によらない解除権）の規定によりこの契約が解除されたとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第40条（請負代金の支払）第2項（第46条（部分引渡し）において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、財務大臣決定割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

- 第65条 発注者は、引き渡された設計図書又は工事目的物に関し、第38条（試運転、完成検査及び引渡し）第5項又は第6項（第46条（部分引渡し）においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条（契約不適合責任期間等）において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条（契約不適合責任期間等）において「請求等」という。）をすることができない。
- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。
- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

#### (火災保険等)

- 第66条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条（火災保険等）において同じ。）等を契約書等に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条（火災保険等）において同じ。）に付さなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
  - 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

#### (賠償金等の徴収)

- 第67条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者はその支払わない額を発注者の指定する期間を経過した日から請負代金支払の日まで、財務大臣決定割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
- 2 前項の規定により追徴する場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき財務大臣決定割合で計算した額の延滞金を追徴する。

#### (あっせん又は調停)

- 第68条 この契約の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による宮崎県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。ただし、当該紛争が審査会の対象外である場合の紛争の解決については、宮崎市上下水道局業務委託契約約款第61条の定めに従うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第19条（工事関係者に関する措置請求）第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第 69 条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条（あっせん又は調停）の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。ただし、当該紛争が審査会の対象外である場合の紛争の解決については、宮崎市上下水道局業務委託契約約款第 61 条の定めに従うものとする。

2 第 68 条（あっせん又は調停）及び前項の紛争を解決するため要する費用の負担については、発注者と受注者が協議して定める。

(契約の費用)

第 70 条 この契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

(個人情報の保護)

第 71 条 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(補則)

第 72 条 この契約に定めのない事項については、宮崎市上下水道局会計規程及び宮崎市財務規則に定めるところによるものとし、契約書等及び宮崎市上下水道局会計規程、宮崎市財務規則に定めのない事項並びにこの契約に関し疑義が生じたときは、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

(以下余白)

## 別記 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1条 受注者は、この契約による事務を処理するに当たっては、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、条例その他の関係法令を遵守し、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### (秘密の保持)

第2条 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後も、同様とする。

### (従事者の明確化)

第3条 受注者は、この契約による事務に従事する者を明確にし、発注者から求めがあったときは、発注者に報告しなければならない。

### (従事者への監督及び教育)

第4条 受注者は、この契約による事務の処理に従事している者に対し、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督及び教育を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (収集の制限)

第5条 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

### (目的外利用の禁止等)

第6条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務を処理する目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

### (安全確保の措置)

第7条 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失及び毀損の防止その他の安全確保の措置を講じなければならない。

### (持ち出しの禁止)

第8条 受注者は、この契約による委託業務の場所から個人情報を持ち出してはならない。やむを得ず持ち出さなければならないときは、発注者の承諾を得たうえで、持ち出しの状況に関する記録を作成し、確実に保管するものとする。

### (複写等の禁止)

第9条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

### (再委託の禁止)

第10条 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務における個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還等)

第 11 条 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに発注者に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、当該指示した方法により処理するものとする。

(報告義務)

第 12 条 受注者は、発注者から求めがあったときは、この契約による個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について発注者に対して報告しなければならない。

(事故報告義務)

第 13 条 受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後も、同様とする。

(実地調査)

第 14 条 発注者は、必要があると認めるときは、この契約の遵守状況を確認するために必要な範囲内において、受注者のこの契約による事務に係る個人情報の取扱いについて実地に調査をすることができる。

(勧告)

第 15 条 発注者は、受注者のこの契約による事務に係る個人情報の取扱いが不相当と認めるときは、受注者に対し、必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

(契約の解除及び損害賠償)

第 16 条 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第 17 条 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責めに帰すべき理由により発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

以上